

環境

車でのごみの持込みは
電話予約が必要です

周辺道路の駐車車による近隣への迷惑行為や事故を防止することが目的です。

予約専用ダイヤル
☎06(6909)3551

予約方法 ごみを持込む日の前日(平日)までに電話

※受付は平日の午前9時〜午後4時30分
持込みできる日時
月〜金曜日
午前9時15分〜正午、午後1時15分〜午後4時

※祝日を含む
クリーンセンター施設課
☎06(6909)43992

地域猫活動始めませんか

市では、のら猫の適切な管理をして猫による地域トラブルを軽減するため、地域猫活動登録団体に對して、不妊・去勢手術費の補助を行っています。手術することで猫の繁殖を抑え、無責任にエサを与えない、飼ひ猫は室内飼育を徹底するなど、地域で動物との共生に取り組みましょう。



路上喫煙禁止区域をご存知ですか

喫煙をする人は喫煙所をご利用ください。
喫煙マナーを守り、誰もが快適、安全に過ごせる生活環境を



問合せ 環境政策課
☎06(6902)7212

つくりましょう。

ふれあいサポート収集

ごみの搬出が困難な世帯の家庭ごみを玄関先まで戸別に収集します。

対象 市在任で、介護サービスまたはホームヘルプサービスを受けている次のいずれかに該当する世帯

上下水道

漏水調査のお知らせ

調査は市の委託業者が実施し、作業員は必ず身分証明書を携帯しています。

調査内容
○市内全域：道路に埋設している水道管の漏水調査
○古川から東側：各家庭の水道メーター付近の漏水調査

調査期間
8月〜4年2月下旬
※天候により日程が変更となる場合あり

水道メーター付近調査地域
朝日町、打越町、大字打越、江端町、大池町、大橋町、沖

要介護2以上で1人暮らしをしている65歳以上の人

○身体障がい者手帳1級または2級に該当する人
○精神障がい者保健福祉手帳1級に該当する人
○大阪府療育手帳Aに該当する人

収集できるごみの種類
普通ごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶類、古紙、古布、小型ごみ、ペットボトル

収集できないごみの種類

市が収集・処理できないもの、引越などで多量に排出されるもの、粗大ごみ、特定リサイクル家電
※収集曜日は地区により異なる。収集は午後

申込方法
クリーンセンター業務課、高齢福祉課、障がい福祉課などに設置している申請書を提出
※本人の同意があれば親族や民間

まちづくり

狭あい道路の拡幅等補助金交付制度

対象
幅員が4メートル未満の道のうち、建築基準法第42条第2項に規定する道路、現に建築物が立ち並び拡幅が必要と認められる道

補助額
○拡幅用地を市に寄附する場合：補助基本額をもとに算出される額、または実際に要した補助対象事業費のうち低い額
○所有権を残したまま市に無償使用承諾する場合：補助基本額をもとに算出される額、また

市職員を装った訪問販売、詐欺にご注意ください
問合せ先
お客さまセンター
☎06(6903)2122

消費生活



消費生活センター相談事例をご紹介します

消費生活センターでは、ホームページに相談事例など、さまざまな情報を紹介しています。相談方法や相談日時、特殊詐欺や悪質商法の具体的な手口と助言、クリーニングオフの通知方法、広報かどまへ掲載した相談事例



消費生活相談はこちら

協定

高齢者見守り活動を強化 大阪厚生信用金庫と協定を締結

7月1日、「市内高齢者の見守り活動に関する協定」を締結しました。
この協定により、通常業務内で高齢者の何らかの異変に気付いた際、市などへ通報していたことが、必要に応じて迅速に行えるようになりました。

今後、地域における高齢者の見守り活動がさらに強化され、安心安全なまちづくりにつながるよう、取り組みを進めていきます。

問合せ 高齢福祉課
☎06(6902)6176

くすのき広域連合が
門真・守口・四條畷市の
シルバークリニックと
協定を締結
4月13日、「介護保険サービスにおける住宅改修工事に会員を派遣する協定」を締結しました。
この協定により、高齢者の活躍と生きがいをもった生活づくりにむけた、より一層の連携を図っていきます。
住宅改修制度は、要支援や要介護の認定を受けた利用者が住み慣れた自宅で心地よい生活が続けられる介護サービスとして、多くの人に利用されています。

問合せ 高齢福祉課
☎06(6902)6176

寄附・寄贈

◆守口門真商工会議所女性会様
本市の小・中学校へ生理用品を寄贈いただき、感謝いたします。



◆門真ロータリークラブ様
本市の公民連携子どもの居場所「子どもLOBBY」で実施するキャリア教育などが必要な電子機器や書籍を寄贈いただき、感謝いたします。



8月01日は「道の日」

生活に欠かせない道路を、常に広く美しくする気持ちを持ち続け、安全に利用することを心がけましょう。

◆道路を快適に使うポイント
○ごみや空き缶などを捨てない
○看板類や商品などを道路には



問合せ先
道路公園課
☎06(6902)6487

◆道路付属施設
道路照明灯、カーブミラー、ガードレール、排水施設などの道路付属施設の故障や道路に穴がある時、事故につながる恐れがありますので、お気づきの際はご連絡ください。

み出し設置しない
○違法駐車や自転車などの放置をしない

たは実際に要した補助対象事業費(分筆測量業務を除く)のうち低い方の額の3分の2
※自主管理する場合など対象外となるものあり
※予算が無くなり次第終了
※補助基本額など詳しくはホームページ参照
問合せ先
建築指導課
☎06(6902)6346

問合せ先
道路公園課
☎06(6902)6487